

社会福祉法人 西陣和楽園 役員報酬規程

第1条 この規則は、社会福祉法人西陣和楽園の役員等報酬について定める規程である。

第2条 評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

第3条 交通費は、理事会及び法人に関する研修への出向について、下記の基準で支給する。

- ・理事会 出向 一律 一人3,000円
- ・研修などへの出向 実費

付則

この規程は平成29年4月1日から施行する。